平成２１年（フ）第２１４号
山梨県甲斐市中下条2020番地　ハイツ大内Ｃ棟101号室、住民票上の住所山梨県山梨市小原西1232番地105
債務者　中村　廣市
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３０号
山梨県甲府市大里町1236番地１
債務者　榊原由美子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３１号
山梨県甲斐市富竹新田508番地２
債務者　橋本さつき
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３６号
山梨県甲府市住吉２丁目３番33号
債務者　野澤　治時
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４４号
東京都大田区矢口２丁目１番２号　エステートピア多摩川202、申立時の住民票の住所山梨県甲府市上小河原町1100番地４
債務者　藤森　亜野
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４７号
山梨県笛吹市石和町八田246番地２　ラピス石和204号
債務者　竹内　　均
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後４時45分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
甲府地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２２４号
長野市上野２丁目64番地１、前住所札幌市中央区宮の森２条３丁目２番25―403号
債務者　佐藤　静香
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２３９号
長野県中野市大字上今井515番地
債務者　神田　博子
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４１号
長野市大字下駒沢206番地５
債務者　橋本　勇治
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第２４５号
長野市大字金箱1308番地
債務者　村松　澄男
1　決定年月日時　平成21年７月17日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
長野地方裁判所民事部破産係

平成２１年（フ）第１９９号
沖縄県那覇市長田１丁目23番12号　グランドハイムはなぐすく501
債務者　永山　　明
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２００号
沖縄県那覇市長田１丁目23番12号　グランドハイムはなぐすく501
債務者　永山　ミヨ
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２４８号
沖縄県那覇市首里石嶺町４丁目335番地　石嶺市営住宅35―101号
債務者　崎山　君枝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２５２号
沖縄県島尻郡南風原町字宮平574番地の10　公栄アパートＡ―101
債務者　新垣賢太郎
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月17日まで
那覇地方裁判所民事第３部

平成２１年（フ）第２９号
北海道虻田郡倶知安町字出雲298番地
債務者　足立　正輝
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
札幌地方裁判所岩内支部

平成２１年（フ）第１２５号
宮城県大崎市古川稲葉字新堀45番地１　セジュール稲葉Ｂ棟102号
債務者　三塚　久美
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係

平成２１年（フ）第１４４号
宮城県大崎市古川稲葉字土手内90番地１　仙蓉コート６号
債務者　宮原美由喜
1　決定年月日時　平成21年７月17日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成21年９月18日まで
仙台地方裁判所古川支部破産係